

第 2 条例改正に対する意見及び統計報告

第2 条例改正に対する意見及び統計報告

1 職員に関する条例の改正等に対する意見の提出

地公法第5条第2項の規定に基づき、県議会議長から意見を求められた職員に関する条例の改正等について、表2-1のとおり意見を提出した。

表2-1 職員に関する条例の改正等に対する意見

条 例 案 (条 例 案 の 概 要)	提出した意見
<p>令和4年第3回定例会</p> <p>議第68号 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例について (失業者の退職手当の支給内容を拡充する等のための改正。①退職の日後に事業を開始し、知事にその旨を申し出た者は、当該事業の実施期間(最長3年間)は、失業している場合に手当を受給できる期間(原則退職の日後1年間)に算入しない。②雇用機会が不足する地域における給付日数の延長の暫定措置について、適用期間を3年延長する。)</p> <p>議第69号 岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について (非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和する等のための改正。①子の出生後8週間以内の育児休業について、任期に係る取得要件を「子の誕生日から起算して8週間と6月を経過する日までにその任期が満了することが明らかでないこと」とする。②子が1歳以降の育児休業について、期間(子が1歳以上1歳6か月未満又は1歳6か月以上2歳未満)の途中での夫婦交替等による取得を可能とする。)</p>	<p>異議なし。 (R 4. 6. 16人委第61号)</p>
<p>令和4年第4回定例会</p> <p>議第108号 岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について (1)岐阜県職員の定年等に関する条例の一部改正 職員の定年の段階的引上げ、管理監督職務上限年齢制(役職定年制)及び定年前再任用短時間勤務制の導入。</p> <p>(2)岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正 60歳に達した日後の最初の4月1日以後、その者に適用される給料表の職務の級及び号給に応じた額の7割とする。 管理監督職務上限年齢制により降任又は降給を伴う転任をした職員の給料月額は、異動前の給料月額の7割水準とする。 定年前再任用短時間勤務職員の給与及び勤務条件(任期を除く。)は、現行の再任用短時間勤</p>	<p>異議なし。 (R 4. 9. 22人委第133号)</p>

<p>務職員と同様とする。</p> <p>(3)岐阜県職員退職手当条例の一部改正 60歳に達した日以後に定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定。 給料月額が減額される職員が不利にならないよう、ピーク時特例を適用して退職手当を算定。</p> <p>(4)岐阜県職員の再任用に関する条例の廃止等 職員の定年引上げに伴う現行の再任用制度の廃止。 定年の段階的な引上げ期間中は、定年から65歳までの間の経過措置として、現行の再任用制度と同様の暫定再任用制度を措置。</p> <p>(5)次の8条例についての規定整理 ア 岐阜県職員の分限に関する条例 イ 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 ウ 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例 エ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 オ 岐阜県職員の育児休業等に関する条例 カ 岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 キ 岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 ク 岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例)</p>	
<p>令和4年第5回定例会</p> <p>議第134号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について (令和4年10月6日付けの岐阜県人事委員会勧告等の内容を鑑みた給与改定の実施。)</p> <p>(1)行政職給料表について、初任給及び若年層の給与月額を平均0.23% (852円) 引上げ。その他の給料表についても行政職給料表との均衡を基本に引上げ。任期付研究員及び任期付職員についても行政職給料表との均衡を基本に引上げ。</p> <p>(2)一般職員の勤勉手当の支給割合を年間0.10月分引上げ。再任用職員の勤勉手当については年間0.05月分引上げ。任期付研究員及び任期付職員の期末手当について、一般職員との均衡を考慮し年間0.05月分引上げ。</p> <p>(3)岐阜県会計年度任用職員の期末手当については、一般職員との均衡を考慮し、年間0.10月分引上げ。(一部の職員を除き、勤勉手当相当が支給されないため。)</p>	<p>異議なし。 (R 4.12.6人委第190号)</p>

2 人事行政に関する統計報告の作成

地公法第8条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり人事行政に関する統計報告を作成し、各任命権者その他に配布した。

- (1) 名称等 令和4年人事・給与統計 248ページ 24部
- (2) 調査対象 一般職に属する県職員並びに市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員（令和4年4月1日付け退職者、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く）
- (3) 内容
ア 人事に関する統計
（ア）職員の構成に関する統計（職員の配置状況と年齢、性別、職務段階
学歴からみた職員構成等の静態統計）
（イ）職員の異動に関する統計（職員の昇任、昇格、転任、休職、採用、
退職等の動態統計）
イ 給与に関する統計（平均給料月額、諸手当の支給状況等に関する統計）
- (4) 調査時期
静態統計・給与統計 令和4年4月1日
動態統計 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで